

外国人生徒の高校進学と教科学習

—数学の学習を手がかりに—

角替 弘規

桐蔭横浜大学工学部 教職課程／一般教育

(2007年3月1日 受理)

1. はじめに

本稿ではニューカマーと呼ばれる新来外国人の子女に対する教科学習について、特に中学校の数学を中心に取り上げ、かれらの学習支援のあり方に關して検討する。

ニューカマー (new comer) とは在日コリアン・在日中国人あるいはインドシナ難民とは異なり、1990年の「出入国管理および難民認定法の一部を改正する法律」の施行後、主に就労を目的として来日した外国人を指す。かれらはブラジルやペルーなど南米諸国出身の日系人が主体であるが、近年では中国、フィリピン等からの流入も増加している。

法務省入国管理局の統計によれば、平成17年度末における外国人登録者数は200万人を突破した。出身地別では韓国・朝鮮が次第に低下する傾向にある一方で、中国、ブラジル、ペルーは増加傾向にあるとされている(法務省入国管理局、2006)。

経済のグローバル化と雇用の流動化が進展する中で、このような外国人労働者の流入は今後も一層増加すると思われる。かれらは今や安価な労働力として日本の産業経済を下支えする存在として欠くことのできない存在となりつつある¹⁾。さらに日本社会の急速な

少子高齢化の進展は外国人労働者の流入を促進するプル要因となっている。仮に今後も現在並みの経済規模を維持しようと考えるならば、外国人労働者をより広範に受け入れなければならないだろう²⁾。

こうした社会状況はヨーロッパ諸国、アメリカにおいても既に見出され、それらは多民族国家への変貌を遂げつつある(太田、2000、p.21)。すなわち大量の「移民」を同じ社会を構成する重要なパートとして組み入れ、それらを前提とした社会システムへの転換が進められつつあるということである。

こうした他国の状況は決して対岸の火事ではなく、日本においてもそう遠くない将来現実となりうる可能性を秘めている³⁾。それはニューカマーたちの滞在傾向にも現れている。

1990年代以降来日したニューカマーたちの当初の目的は所謂「出稼ぎ」であり、比較的短期間の間にお金を稼ぎ、かかる後帰国することを想定していた。しかし現実には、多くの場合、日本で見つけることのできる仕事は劣悪な条件下での労働がほとんどである。これらの仕事においては当初想定していた額のお金を短期間で貯蓄することはできず、また高額な生活費に圧迫され滞在が長期化する傾向が生じている。また母国との治安面での不

安と日本における生活の快適さも滞在を長期化させる一因となっている。そして一家で来日しその滞在が長期化したときに、社会保障等と並んで大きな問題となるのが子どもの教育である。

かつてニューカマー生徒の問題が取り上げられ始めた当初、それはかれらに対して日本語の指導をいかに行うかという問題に関心が集中すると同時に、日本の学校文化、特にその閉鎖性について指摘された。彼らの存在が単一のエスニシティを暗黙の前提に成立していた日本の学校のあり方を見直す機会を提供したともいえる。

ところが、子どもたちの滞在が長期化するにつれて、これまでの問題と並んで浮上したのが、かれらの進学と就職の問題である。外国人生徒の進学と就職においてもっとも大きな壁となるのが言語の問題である。後述するように、一般的な高校入試においては日本語を用いた選抜が行われる。ほとんどの外国人生徒はこの日本語による選抜において大きなハンデを背負っている。

言語の壁だけではない。外国人生徒のほぼ全員が自らの意思とは関係なく来日させられた状態にある。未成年者であるかれらにとって自らの意思によって帰国することはほとんど不可能である。そしてまた何年後に帰国することになるという確固たる見通しをもてないまま、それでもなおここ数年の進路について深い悩みを抱えている。しかしながらそれらに対する制度的フォローはきわめて手薄い状態にある。まさにかれらは現代日本の教育の制度的盲点に陥った状態にある。

そのようなかれらに対してどのような支援が可能なのか。特に普段の学校生活において中核部分を占める授業の内容理解において、そして高校等への進学や就職などの進路選択においてきわめて重要な鍵を握るのは、教科学習である。外国人生徒の教科学習をどのように支援していくのがよいのか、その方法については決定的な方策は見出されておらず、(志水・清水、2001、p.14) それぞれの現場

において様々な取り組みと模索が行われている。

本稿では特に教科学習に焦点を当て、いかなる支援が必要とされるのかについて、高等学校入試のあり方とも関連させながら考察する。

2. 外国人生徒の状況

外国人生徒の進路選択と教科学習の問題に先立って、外国人生徒の状況をごく簡単に把握しておこう。

文部科学省は平成3年度から外国人生徒の統計として、「日本語指導が必要な外国人児童生徒数」を実施している。

この統計によれば、外国人児童生徒は外国人登録者の増加と共に増加し続けており、平成17年度では初めて2万人を突破した(文部科学省 2006)。その中で注目すべき点は、在籍期間が「6ヶ月未満」である児童生徒が減少する反面、「6ヶ月以上」の滞在者が増加傾向にあることである。これは先述のとおり、親の滞在の長期化傾向に伴うものである。

しかし、この統計は、あくまでも「日本語指導が必要な」生徒を対象として限定しており、すべての外国人の子どもを把握しているわけではない。例えば最初から日本の公立学校へは入学させず、本国の正式な在学／卒業証明が得られる公認の外国人学校に通う場合、こうした生徒は文部科学省の統計にはカウントされない。また、沼尾によれば、二重国籍の生徒については、当該生徒の日本語能力にかかわらず日本人としてカウントするよう指示されているという(沼尾、1996、p.12)。さらに、これはより深刻な問題であるが、日本の学校にも通わず、かといって外国人学校にも就学しない(できない)未就学児童生徒がかなりの数で潜在していると見られ、その実態把握と対策が急務とされている⁴⁾。

このような中、これまで外国人児童生徒に対しては様々な支援策が実施されてはいるものの、なかなか解決には至っていない。そ

して、児童生徒の長期滞在の傾向が強まるに連れて大きな課題となってくるのが、かれらの進路選択の問題である。

3. 外国人生徒の高校入試

先般改正された教育基本法においても、日本における義務教育の対象は「日本国民」であることを前提としており、外国人生徒はその対象として積極的には認識されていない⁵⁾。このことから、外国人生徒の就学については基本的に生徒本人とその保護者の意思に就学するかどうかの判断が委ねられる⁶⁾。高等学校についてはそもそもが義務教育機関ではないのだから、その進学については尙一層本人の判断と意思が重視される。

しかし現実の問題として、学齢期にある児童生徒は、やはりその年齢に応じた適切な教育を受ける必要があり、その生徒が今後日本に定住するとしても帰国するにしても、その間途切れることなく学校教育を受けておくことが、その生徒の将来の進学や職業選択において決定的とも言える大きな意味をもつてすることは明らかである。その点においては日本人生徒であっても外国人生徒であっても同様である。したがって、国籍に関係なく、希望者に対しては必要とする学校教育の機会が与えられることが望ましいと思われる。

一方、教育社会学者の刈谷によれば、1990年代以降の日本社会は「学習者の自己責任に基づき学ぶ機会を自分で選んでいくことが求められる社会」へと変化してきているという（刈谷・増田、2007）。それは個人の学習能力が「資本」となる社会であり将来の社会的地位達成を左右しうる社会である。この「学習資本主義社会」にあって、外国人児童生徒のほとんどはスタート地点から「言語」という大きなハンデを背負っていることとなる。多くの場合この「ハンデ」は個人の問題として処理されてしまいがちであるが、外国人児童生徒の実態を鑑みれば、それらを単なる「個人的問題」としてのみ処理することはきわめ

てアンフェアである。自らの意思において来日したわけではないにもかかわらず、学校教育において少なからぬ「不便さ」を被り続けていることに対して、私たちはやはりシステムとしての保障を準備する必要があるのでないだろうか。

ところで日本の学校は、どのような知識をどれくらい獲得したかによって、学校の外部にある職業システムに人材を配分する社会的機能を担っているとされる（志水・清水、前掲書、p.57）。そして具体的に人材を選抜し配分する装置が「高校入試」ということになる。この装置において、制度的なハンデを背負った外国人生徒はどのような扱いを受けるのであろうか。

図表1は外国人登録が多いとされる都道府県⁷⁾のいくつかについて、それらの教育委員会が外国人生徒の高等学校入学者選抜においてどのような対応を行っているかをまとめたものである⁸⁾。

いくつかの自治体では、外国人生徒が中学から高等学校に進学しようとする際には「外国人特別選抜」などの名称による特別選抜枠が設けられ、日本人生徒とは別の選考方法と基準を用いて選抜している。ところが、この枠は全国一律の条件によるものではなく、自治体によって様々に異なる基準が用いられている。

例えば選抜への出願資格について見てみよう。どの自治体にあっても出願資格は主に在日期間にによって決定されている。そしてどの自治体であっても一応「3年」という滞在期間をひとつの区切りとして捉えているようである。ただし、6年という期間を基準とする自治体も存在する。例えば三重県の場合、「入国後の在日期間が4月1日時点で6年以内」とされているのに対して、神奈川県では「入国後の在留期間が平成19年4月1日現在で通算3年以内」とされている。また同じ3年という期間であるとしても、千葉県の場合は平成19年1月28日を計算の基準としており、神奈川県のそれとは2ヶ月の開きがある。

図表1 各自治体の外国人学生の選抜（平成19年度入試）

自治体	選抜名	特別選抜実施校数	募集定員	出願資格	検査項目	備考
東京都	在京外国人学生対象入試	1	25	平成19年3月31日までに、中学校を卒業する見込みのある者 又は既に卒業した者で、入国情の在学期間が入学日現在3年以内の者	日本語又は英語による作文及び面接	9月入学生の募集も実施（なお、応募資格を満たさずすべての都立高等学校に応募可能）
神奈川県	在県外国人特別選抜	5	10~15 (65)	外国语籍を持っている人で、入国情の在学期間が平成19年4月1日現在で通常3年以内の人	外国语（英語）・国語・数学および面接 3教科についてはルビ付きの日本語で出題。 1校は実技検査も実施。	平成19年4月1日現在で移住6年目以内の者または小学校4年以上の学年に編入学した者は、「一般募集で特別的な受検方法」を申請可能（すべての公立高校にも申請可能） 学力検査問題等の問題文にルビを付けること、最大1.5倍の時間延長、面接時に分かりやすい言葉でゆっくりはなすこと（選択回答書持込は不可）
埼玉県	外国人特別選抜	6	10 (60)	入国情の在学期間が3年以内の者で、外国人に係る特別選抜を希望する者 ただし、「入国情の在学期間が3年以内」とは、原則として、平成19年2月1日現在で通常3年が経過していない場合	日本語又は英語による作文及び面接	
千葉県	外国人の特別入学者選抜	4		保護者とともに千葉県内に居住しているが又は居住する外国籍の者等のうち、入国情の在学期間が3年以内の者 この場合、「入国情の在学期間が3年以内」とは、原則として、入国情した日から平成19年1月28日（日）までに3年が経過していない場合をいう。	保護者とともに千葉県内に居住しているが又は居住する外国籍の者等のうち、入国情の在学期間が3年以内の者 この場合、「入国情の在学期間が3年以内」とは、原則として、入国情した日から平成19年1月28日（日）までに3年が経過していない場合をいう。	
静岡県	外国人生徒選抜	5		各校ともに「若干名」	日本語基礎力検査（聞き取り・作文等）及び面接（日本語）	
愛知県	外国人生徒にかかる入学者選抜	3		保護者とともに保内に住所を有し、外国语籍を有する者 であって、小学校算4学年以上の学年に編入学した者、 又は第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者	保護者とともに保内に住所を有し、外国语籍を有する者 であって、小学校算4学年以上の学年に編入学した者、 又は第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者	
三重県	海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜			各高等学校とも海外帰国生徒・ 外国人生徒等を含めて5人以内。	保護者とともに三重県内に居住しているが又は居住する外国籍の者で、入国情の在学期間が6年以内の者（ただし、「入国情の在学期間が6年以内」とは、原則として、入国情した日から平成19年4月1日現在で6年が経過していない場合をいう。）	保護者とともに三重県内に居住しているが又は居住する外国籍の者で、入国情の在学期間が6年以内の者（ただし、「入国情の在学期間が6年以内」とは、原則として、入国情した日から平成19年4月1日現在で6年が経過していない場合をいう。）
岐阜県	帰国子女等に係る入学者の選抜			すべての学校、学科、コース		外国人子女については、「国語」、「数学」、「英語」の教科にかえて、 基礎的な日本語能力をみる検査を課すことができる。
大阪府	中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜	5(うち学区内なし(府内全城)2校)			中国から帰国した者又は外国语籍を有する者で、原則として、小学校第4学年以上の学年に編入学した者とする。	各教科の学力検査ではルビつきの問題を配布（ルビは中学校において学習する漢字に振られる）。「作文による語の翻訳の練習をするため、キーワードとなる語に、外語を併記したもの」を配布。受験者が希望する英語以外の外国语の辞書の持込を2冊まで可とする。

また、静岡県の場合には、滞在期間を確定する上での明確な基準は指定されていなかった。

海外から日本を目指しやってくる外国人はまったくアトランダムに来日する。ほとんどの場合かれらは日本の教育制度について何の知識も持たないまま来日する。来日のタイミングによっては外国人生徒としての出願資格を満たさない場合も可能性としては考えられる。そしてそれはその外国人がどの地域に居住するのかということによっても受ける教育に違いが出てくるということを示している。同じ3年間の滞在が出願資格とされていても、そこに2ヶ月の違いがあるということの意味は予想以上に大きいと考えられる。

選抜に当たっての検査方法も自治体や学校によってまちまちである。東京都の場合、「在京外国人生徒対象入試」という枠で他の高校とは別枠で選抜が行われるのは国際高校の1校に限られる。募集定員は25名で4月と9月の年2回募集が行われる。検査項目は日本語か英語による作文と面接で、教科目の筆記テストは行われない。その他の高校については日本人生徒と同様で応募資格を満たしているならばすべての都立高校に応募可能であるとされている。すなわち、外国人生徒であっても、日本人生徒と同様の試験や面接を受けなければならないということである。

東京都と同様に作文や面接を主体とし日本語能力を検査しようとする自治体は他にも岐阜県、静岡県、埼玉県等が挙げられるが、やはり各自治体にあって検査の内容はそれぞれに異なっている。例えば三重県にあっては面接で母語の使用が認められている。一方神奈川県では、日本語能力よりも学力による選抜を重視した方法を採用している。在留期間が3年以内であれば英語・国語・数学の3教科について、フリガナつきの日本語で筆記テストが行われ、面接も行われる。在留期間が3年以上6年以内の場合、日本人生徒の一般募集と同じ5教科について筆記試験が課される(ただし問題文へのフリガナ付けと最大1.5

倍の時間延長が可能)。大阪府においても学力検査が行われるが、ここでは辞書を2冊まで持ち込み可能とし、また作文の出題においてもキーワードには英語を併記した問題を使用している。

このように出願資格だけでなく受検科目や選抜方法についても自治体によって大きな違いが見られる。親の居住地域の選択の違いによって、生徒本人の意思や選択とは関係のないところで進学可能な学校が変化してしまう、あるいは選択肢そのものが決定されてしまうという事態が出現しているのである。

こうした様々な検査方法や選抜基準は、各自治体の外国人の状況等によって生じるものと思われるが、仮に外国人生徒に対しても日本人生徒に対するのと同様の教育機会を保障するというならば、出願資格や選抜方法についてより統一された普遍的な基準を持って選抜に当たることが必要なのではないかと考えられる。

4. 外国人生徒にとっての「数学」

—外国人生徒への数学指導において求められること—

複数の都道府県において外国人生徒のための特別な選抜枠があるとしても、その基準や方法はまちまちであり、全国共通の選考基準が存在しているわけではなかった。増加しつつあるとはいえ、未だ少数者としての存在である外国人生徒には現行のように個別具体的に対処していくべき事足りるのかもしれない。しかし、今後労働市場を国際的に開放し、より多くの外国人労働力を正規労働力として受け入れる際に、労働者が連れてくるであろう子どもたちの教育と進路問題にいかに対応するかを視野に入れた際、日本語主体の選抜方法を今後どのように改善していくか議論の余地が多々残されていると思われる。

いずれにせよ入学者選抜において、筆記試験による学力試験を課している自治体に居住する外国人生徒は「日本語による」教科学習

を進めていかなければならない。ここにおいて、外国人生徒の「学習日本語」習得における困難が立ち上がるるのである。それは現実の目前の問題として外国人生徒とその関係者の前に立ちはだかる。また、高校進学において学力試験が課されないとしても、何らかの職に就こうとする場合には結局のところ日本語による抽象的思考能力と伝達能力が求められる。より安定した雇用と賃金を得ようとするならば、そうした能力は一層強く求められる。したがって、外国人生徒にとっての日本語による教科学習は、自らの人生を切り拓いていくという意味での「サバイバル学習」という意味を持つことになる。

ところで梶田（1997）によれば、日本語指導においては生活日本語のレベルと学習日本語の二つのレベルを想定するという。一般的に私たちが外国人生徒とコミュニケーションを図る場合、生活日本語のレベルにおいて彼らの日本語能力を判断しがちである。外国人生徒を対象とした国際教室などでは生徒たちに対して、まずは生活日本語の習得を目指して指導が行われるが、ある程度の生活日本語が習得できたと判断された段階で、通常授業の中に戻されてしまう（梶田、前掲書、p.51）。しかしながら、学習日本語は「個々の教科領域でしばしば使われる固有の日本語」であり、「専門的言語」であり「認知活動言語」であり、外国人生徒が授業内容を理解する上で欠かせない日本語である（梶田、前掲書、p.13）。当然、生活日本語の習得を終えただけで日本語のみで行われる通常授業に返しても、外国人生徒には理解できない時間となってしまう可能性が高い。授業内容が理解できないことをきっかけにして学校不適応を起こしてしまう事例は多々見られるため、学習日本語の習得は生活日本語の習得以上に重要な意味を持つと考えられる⁹⁾。

さらにこれに加えて厄介なのは、授業を中心とした学習活動において獲得した知識が日本語によって正しく表現されない限り、その生徒の能力を正当に評価してもらえないこと

である。

ある中学校2年生の外国人生徒によれば、学校の数学のテストにおいて、三角形の合同条件をそのまま日本語で表記するよう求められた問題が提出されたという。三角形の合同条件は、「3辺がそれぞれ等しい」、「2辺とその間の角が等しい」、「1辺とその両端の角が等しい」の3つであるが、いずれも一字一句日本語を間違わずに書くことが求められたという。その生徒は「辺」という漢字を正確に書くことができず、また発音の理解も十分ではなかったため「辺」を「ペ」というひらがなで表記したところ「×」をつけられてしまったという¹⁰⁾。合同条件そのものについては完全に理解し、簡単な証明問題であれば自力で解答できるだけの実力を持っていても、単に日本語の表記に誤りがあったと言う理由から点を得ることができなかつたのである。

また、別の数学のテストにおいては「長方形の定義を書きなさい」という問題が出題され、ペルー人の生徒は途方に暮れていた。こうしたことからも分かるように、特にラテンアメリカ等非漢字圏出身の生徒にとっては漢字の習得が大きなネックになっているという（梶田、前掲書、p.28）。また、筆者らが以前日本語指導者に対して行ったアンケート調査においても、学習日本語の習得の困難さはたびたび指摘されている（赤堀、2006、p.37-38）。

一般的に日本語指導者の立場から考えれば、数学は言語よりも計算や数字あるいは図形など非言語的な記号を主に扱う教科であるだけに、社会科や理科ほどの教えにくさは指摘されないようではある。それはひとえに、数字や図形という普遍的な「記号」を用いるからであり、ある出題に対して「正答」を求めるという活動の方向性が単純で分かりやすいからでもある。また、数学は中学校程度までであれば、教える側も自分が数学の専門家ではなくても何とか対処できる可能性が高い。

しかし実際の数学の学習においては、漢語的表現を多用し日常的な表現とは異なる表記による問題文を正確に読み解き、正確な日本語表記によって解答することが求められている。それは日本人生徒に対しても行われることではあるが、同様のことが外国人生徒に対しても求められるとすれば、外国人生徒にとっての数学の学習とは、数学的な学習日本語の学習でもあることを意味する。

つまり数学のテストにおいては純粹に数学的な素養が評価されるだけではなく、数学的な学習言語がどの程度に習得されているかも評価され、それらを総合して数学の「学力」＝「能力」として読み替えられているということになる。つまり、学習日本語の獲得は日本の学校においては生徒自身の能力評価に直結する問題なのである。これは数学に限らず、理科、社会科、国語、外国語（英語）についても同様である。

そこでさしあたって外国人生徒が数学の学習を進める上で目標とされるのは、数学的な文章の読解能力の獲得となる。正確な計算を行なうことができても、問題文を正確に読み取り、そこで求められる数学的処理を理解できなければならないからである。それぞれの指導現場において学習言語の習得のために様々な取り組みがなされている。ただしいずれの取り組みについても決定的な解決策は見つかっていないのが現状である（神戸市立神戸生田中学校または加古川市立加古川中学校）。その中でも典型的な取り組みは対訳集の作成である。

その一つを見てみよう。埼玉県教育局では外国人生徒のために『彩の国 彩と武藏の学習帳』なる補助教材が作成され、web上においても公開されている¹¹⁾。その中には国語、社会科、算数・数学、理科について各教科で用いられる基本的な「専門用語」について、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語で訳が掲載されている。また、日本語についてはひらがなの表現が多用され、漢字についてはフリガナが振られている。内容を見てみると

と、中学校の数学については「分数の計算」「割合」「正負の計算」「方程式」「関数」「合同・相似」「図形の移動」の7単元が取り上げられている。

「方程式」の単元において方程式の説明は次のように表記されているのみである（埼玉県教育局、2007、p.121）。

- (1) 式の中の文字に、ある値を代入すると成り立つ等式を方程式といいます。また、方程式を作り立たせる値を、方程式の解といいます。方程式の解を求めるなどを、方程式を解くといいます。
- (2) 次の方程式を解きましょう。

$$-2x = 8$$

補助教材においてはこれら日本語の説明に対応して4ヶ国語の訳文が付されてはいるものの、方程式がどのようなものであるのかを説明する文章としては以上の文章に限られてしまっている。この補助教材は日本語指導者等の指導において用いられることを想定しているのであり、外国人生徒が単独で学習することを想定してはいない。しかし、仮に日本語指導者等によるフォローがあったとしても、単に漢字にフリガナをつけるだけでは、それを数学の概念把握と内容理解に結び付けていくには相当な努力が必要とされるであろう。

方程式の解を求めるような問題にあっては、単純な計算上の法則を習得すれば十分であるかもしれないが、数学の問題はそれだけで事足りるわけではない。図形の証明問題などに関してはまさに日本語の運用能力が必要とされるわけで、それだけに数学的な日本語の習得が必要不可欠となるはずである。

しかし先の補助教材における「合同・相似」の単元においては三角形の合同条件と相似条件がフリガナつきの日本語で示されているのみであり、証明問題を解くまでの論理的な展開については一切触れられていない（埼玉県

教育局、2007、p.125-126)。

実際の教科指導の現場にあって、こうした補助教材の存在は指導者にとっても外国人生徒にとっても極めて心強いものであることは疑う余地はないのだが、この補助教材の内容だけでは、高校入試のレベルには到底到達し得ないこともまた明らかである。

数学的な思考や概念を純粹に数学的な原理において理解することは、実際に数学を用いて何らかの知的活動を展開していく上でとても重要なことと言えるだろう。しかし、現実の問題として、日本の高校入試における選抜方法のあり方を考えたときに、その学習が原理的な理解を深めると同時に、進路にプラスの作用を及ぼすより具体的なスキルを身につけるための何らかの工夫が施される必要があると思われる。

かつてアメリカにおいて採用されていたサブマージョン・プログラムは、一言で言えば「習うより慣れろ」(Sink or Swim) の原理に基づいた「英語教育」がなされていたという(太田、前掲書、p.236-238)。それは第二言語の中に生徒を浸し自然に学習するのを待つというものである。日本においても、学習言語の習得については「Sink or Swim」方式による指導がなされていると言うのが実態ではなかろうか。しかし理論的には「第二言語（日本語）習得は目標言語（日本語）による伝達内容が理解されるときにのみ起こるのであり、当該生徒が理解のできないインプットは雑音に等しい」と指摘されている(太田、同書、同頁)。国際教室における生活日本語の習得のみで通常授業において教科学習をさせている現状は、逆に生徒自身を疎外する状況を作り出している可能性がある。

以上のことから、外国人生徒の数学をはじめとする教科学習においては、可能であれば母国語による補助教材による特別な指導が必要であると考えられる。それは単に漢字にフリガナをふるといったことにとどまらず、單元の学習内容にまで深く踏み込んだ説明がなされているものを用いる必要がある。

今ひとつ重要なことは、直接外国人生徒の教科指導に当たる者のあり方である。指導する立場にある者は、単に学習内容を理解しやすい言語や優しい日本語で説明するだけではなく、外国人生徒が正確な日本語表記をするところまで指導する必要があるだろう。言語の獲得においては「意味のある内容と目的を持ったコミュニケーションを伴ってこそ言語習得は可能となる」と指摘されている(太田、同書、p.239)。教科の学習において、その学習内容に「意味」を与えるものが「入学者選抜」であるとも言える。

テストでいい点を取るために学習する。テストでいい点を取るために日本語を学ぶ。こうした姿勢はともすれば「受験教育」として非難を浴びることとなるかもしれないが、外国人生徒にとっては試験ひとつがこの社会で生き抜いていくためのサバイバルの機会でもあることを認識しなければならない。

外国人生徒の学業不振をかれら自身の本来の能力としてみなさせず、正当な能力評価によって日本人生徒と同様の教育機会を獲得させるためにも、補助教材の開発ときめ細かい教科指導を行う必要がある。

5. おわりに

外国人生徒に対する支援の基本方針として、志水(2001)は「日本の学校は、外国人のためにも存在するという意識を持ち、それに応じて行動すればよい」と提案する。ただ現実には、残念ながら日本の学校は日本人のために存在するという色彩が強い。必然的に日本語能力に劣る外国人生徒は進学時において非常に強固な学校間序列の構造に絡められ、その構造の中での評価に晒される。

以前行ったインタビュー調査において協力してもらったペルーカの高校1年生A君は家族とともに来日して2年目であった。日本語は十分とは言わないまでも意思の疎通は可能で、日常生活については不自由のないレベルにまで上達していた。彼は中学から高校への

進学に当たっては、来日2年目であることから、外国人特別選抜枠で高校を受験し、市内の県立高校へ進学した。彼の向学心の高さはインタビューにおけるやり取りからも伝わってきて、学習に対してとても前向きな態度であることが分かった。彼は日本で大学に進学し将来はエンジニアになることが夢であると語っていたが、一方で今の高校生活に若干の不満があると話してくれた。

インタビューから半年後、そのA君が高校を中退しペルーに帰国したと教えられた。それは日本語で行われる授業がよく分からないという理由ではなく、同じ学校に通う日本人生徒の向学心のなさと学校の「雰囲気」になじめないことが主たる原因のようであった。「雰囲気」に馴染めないことは以前から不満であったのだが、夏休みにペルーに里帰りをした際にペルーの友人が通う現地の学校に行き、日本とのギャップに驚き、彼なりに苦しみ悩んで帰国を決意したという。

このA君のケースは、日本における外国人生徒の学校適応の難しさの一端をよく示している。進学時においてどの学校に進学するのかということが、特別選抜枠にせよ一般受験の枠にせよ、日本語能力によって「評価」された結果によって結局は機械的に選別されてしまうのである。A君は自らの向学心とは切り離されたところで構造的に進学先が決定されてしまったのである。

それはおそらく、教育をする側、あるいは選抜をする側の「意図せざる結果」であるといえるだろう。しかし結果的に向学心のある優秀な生徒を社会として制度的に疎外してしまった。疎外の原因は制度側にあるにもかかわらず、その失敗の原因是「学校不適応」というラベルにおいて個人に帰せられている。こうした事態が続く限り、日本の社会が眞の意味で国際化することはありえない。少なくとも今後数十年間において日本社会は人口構成の変動を起因とする大規模な構造転換に遭遇せざるを得ない。そこでも求められるのは、多様で異なる価値観を認めあう共生

の思想である。国籍と言語がどのようにあっても、社会を支えるメンバーとして正当な教育機会を享受できる学習システムの構築が求められる。

＜参考文献・資料＞

- 愛知県教育委員会 「平成19年度愛知県効率高等学校募集人員について」
- 愛知県教育委員会 「高等学校への入学－能力を伸ばし、個性を生かす－」 <http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kotogakko/yugaku.html>
- 赤堀正宜 2006 『在留外国人子女のためのデジタル理科教材の開発とその教育効果』 平成16～17年度科学研究費補助金 基盤研究(B) (2) (課題番号 16500609) 研究成果報告書
- 朝日新聞 2007年2月9日 「三者三論『移民国家』ニッポン？」 12版 15面
- 太田晴雄 2000 『ニューカマーの子どもと日本の学校』 国際書院
- 大阪府教育委員会 「平成19年度 大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」
- 加古川市立加古川中学校日本語指導研究推進委員会 「平成16年度日本語指導研究推進事業実践報告」 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/nihongo/kakogawa16.pdf>
- 梶田正巳、松本一子、加賀澤泰明編著 1997 『外国人児童・生徒と共に学ぶ学校づくり』 ナカニシヤ出版
- 神奈川県教育委員会・多文化共生教育ネットワークかながわ 『神奈川県の公立高校入学のためのガイドブック』(2007年度入学希望者用)
- 苅谷剛彦・増田ユリヤ 2007 『欲ばり過ぎるニッポンの教育』 講談社新書
- 岐阜県教育委員会 「平成19年度 岐阜県立高等学校入学者選抜要項（抄）」
- 神戸市立神戸生田中学校日本語指導研究推進委員会 「平成16年度日本語指導研究推進事業実践報告」 <http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/nihongo/ikuta16.pdf>
- 埼玉県 「平成19年度埼玉県公立高等学校第1学年、専攻科第1学年及び県立中学校第1学年生徒募集人員一覧」
- 埼玉県 「平成19年度公立高等学校入学者選抜実施要項」
- 埼玉県教育局 2007 『彩の国 彩と武藏の学習帳（改訂版）』
- 埼玉県教育局 「埼玉県公立高等学校外国人特別選抜について（参考）」
- 静岡県教育委員会 2006 『平成19年度 公立

- 高校を目指すあなたへⅢ』
志水宏吉・清水睦美編著 2001 『ニューカマーと教育－学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』 明石書店
- 関口知子 2003 『在日日系ブラジル人の子どもたち－異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成－』 明石書店
- 千葉県教育委員会 「平成 19 年度千葉県立高等学校第一学年入学者選抜要綱」
- 東京都教育委員会 「東京都立高等学校等募集案内」 http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/19boshu.htm
- 沼尾実編 1996 『多文化共生をめざす地域づくり 横浜、鶴見、潮田からの報告』 明石書店
- 兵庫県教育委員会 「平成 19 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」
- 法務省入国管理局 2006 「平成 17 年末現在における外国人登録者統計について」
- 三重県教育委員会 「平成 19 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要綱」
- 宮島喬・太田晴雄編 2005 『外国人の子どもと日本の教育－不就学問題と多文化共生の課題－』 東京大学出版会
- 文部科学省 2006 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成 17 年度)」
- 文部科学省 2007 「教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁」
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/discussion/07011611.pdf
- 1) この文脈からすれば、不法就労も含めた外国人労働者の問題は、フリーターやパート労働、派遣契約労働など非正規雇用による労働の問題と密接な関係を持つことは明らかであるが、本稿では外国人に問題を絞って論ずる。
- 2) 外国人労働者の受け入れ拡大ではなく、専業主婦として家事労働に従事する女性の社会進出を促すことによって労働力の減少を補おうとする考え方もある（朝日新聞 2007 年 2 月 9 日）。ただその議論の背景には外国人労働力を社会保障や教育の社会的コストがかかるものとして忌避する姿勢が見受けられる。男女共同参画社会を念頭に置いたとき、今後より一層の女性の社会進出が望まれることは言うまでもないが、社会的コストが増大するという理由から外国人の受け入れを拒む姿勢は問題無しとは言えないのではなかろうか。
- 3) 特に近年は福祉看護関連の職種への外国人労働者の就労が現実となりつつある。また、高齢化によって継続が困難な農業、水産加工等においても外国人労働者の進出が目立つ。一方日本人の若年者失業率は依然として高い水準にあり、労働の需要と供給バランスのミスマッチが指摘されている。
- 4) 外国人生徒の未就学については様々な実態把握や推計がなされており、朝日新聞（2007）においては日系人については 3~4 割の子どもが日本の学校に就学していないとする見方が示されている。また関口（2003）は在日ブラジル人の不就学者の増加について指摘し、在日外国人が教育上の制度的疎外を被っている可能性を示唆している。
- 5) 教育基本法改正に関する国会の議論において、次のような答弁が見られる。「外国人に関して特段の規定を設けてはおりませんが、希望する外国人に対する義務教育の機会の保障等については、今後とも日本人と同様に取り扱う（2007 年 5 月衆院本会議、鳩山由紀夫氏（民主））、「しかし、外国人児童生徒が希望する場合には、例えば公立の義務教育諸学校へ就学することも可能であります、日本人児童生徒と同様に教育を受ける権利が保障をされているわけでございます。したがいまして、御質問のような日本に居住する外国人につきましては、明記をしているわけではございませんけれども、日本における日本人児童と同様の教育上の取り扱いを受けることになる（2006 年 6 月衆院教育特別委員会）」。いずれの答弁においても、外国人児童生徒に対してはその教育権の保障はするものの、あくまでも「希望する場合」ということが条件とされている。外国人児童生徒への義務教育不適用に関する法制面からの検討については宮島・太田（2005）に詳しい。
- 6) 外国人登録の際に日本の学校への就学を促すパンフレットを配布するなどの呼びかけが行われる。しかしながらそのパンフレットの内容は日本の教育制度の概略をごく簡単に説明したものであり、十分な情報提供がされているとは思えない。外国人問題について熱心に取り組んでいる自治体にあっては相談体制の充実などが見られるが、それは自治体によってまちまちであり、かなりの相違が見られる。
- 7) 平成 17 年末現在の都道府県別の外国人登録者数は、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、兵庫県、千葉県、静岡県、京都府、茨城県の順となっている。
- 8) 本稿にあっては平成 19 年度高等学校入学者選抜について取り上げる。

- 9) 外国人生徒が学校不適応を起こす原因には生活習慣の違い、学校文化の違い、家庭環境等様々な要因を見出すことができるが、不適応のきっかけとして日常の授業内容が理解できないことが持つ意味は極めて大きい。彼らの多くは日本語が理解できないときに「分かりません」とは明確に意思表明をしないために、教師側からは「おとなしい」生徒として誤解されてしまう。それは静寂を保つことを是とする日本の独特な教室文化によって生じる文化的な錯誤であるとも言えるかもしれない。
- 10) NPO 法人日本ペルー共生協会 (AJAPE)
主催のペルー人中学生への数学指導における取材より。筆者は 2006 年 7 月頃からボランティアとして当 NPO に参加し、ペルー人中学生に対して数学指導を行いながら調査活動を行っている。
- 11) 外国人生徒向けの補助教材は web 上においていくつかの例を見出すことができるが、その数は思いのほか限られていて、探し出すことも容易ではない。支援者や支援団体間の連携の構築も今後に向けての大きな課題であるといえるだろう。